

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律新旧対照条文
被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 被災者生活再建支援金の支給（第三条・第五条）</p> <p>第三章 被災者生活再建支援法人（第六条・第十七条）</p> <p>第四章 国の補助等（第十八条・第二十条）</p> <p>第五章 雑則（第二十一条・第二十二条）</p> <p>第六章 罰則（第二十三条・第二十五条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 被災世帯 政令で定める自然災害により、その居住する住宅が全壊した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるものをいう。</p> <p>（被災者生活再建支援金の支給）</p> <p>第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯のうち次の各号に掲げるものの世帯主に対し、自立した生活を開始す</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 被災者生活再建支援金の支給（第三条・第五条）</p> <p>第三章 被災者生活再建支援基金（第六条・第十七条）</p> <p>第四章 国の補助等（第十八条・第十九条）</p> <p>第五章 雑則（第二十条・第二十一条）</p> <p>第六章 罰則（第二十二条・第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 被災世帯 政令で定める自然災害により、その居住する住宅が全壊した世帯その他これと同等の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるものをいう。</p> <p>（被災者生活再建支援金の支給）</p> <p>第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯のうち次の各号に掲げるものの世帯主に対し、自立した生活を開始す</p>

るために必要な経費として政令で定めるものに充てるものとして、当該各号に定める額を超えない額の被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

一 当該世帯に属する者の内閣府令で定めるところにより算定した収入の合計額（次号において「収入合計額」という。）が五百万円以下である世帯 三百万円

二 収入合計額が五百万円を超え八百万円以下である世帯であつて、その世帯主の年齢が六十歳以上であるもの（収入合計額が五百万円を超え七百万円以下である世帯にあつては、その世帯主の年齢が四十五歳以上六十歳未満である世帯を含む。）又は内閣府令で定める要援護世帯であるもの 百五十万円

（支給事務の委託）

第四条 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託することができる。

2 都道府県（当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託した場合にあつては、当該支援法人）は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

第三章 被災者生活再建支援法人

（指定等）

第六条 内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うこ

るために必要な経費として政令で定めるものに充てるものとして、当該各号に定める額を超えない額の被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

一 当該世帯に属する者の内閣府令で定めるところにより算定した収入の合計額（次号において「収入合計額」という。）が五百万円以下である世帯 百万円

二 収入合計額が五百万円を超え八百万円以下である世帯であつて、その世帯主の年齢が六十歳以上であるもの（収入合計額が五百万円を超え七百万円以下である世帯にあつては、その世帯主の年齢が四十五歳以上六十歳未満である世帯を含む。）又は内閣府令で定める要援護世帯であるもの 五十万円

（支給事務の委託）

第四条 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する基金に委託することができる。

2 都道府県（当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する基金に委託した場合にあつては、当該基金）は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

第三章 被災者生活再建支援基金

（指定等）

第六条 内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うこ

とができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

2 (略)

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 (略)

(業務)

第七条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第三条の規定により支援金を支給する都道府県（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した都道府県を除く。）に対し、当該都道府県が支給する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。

二・三 (略)

(費用の支弁)

第八条 支援法人は、第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うときは、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。

(基金)

とができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、被災者生活再建支援基金（以下「基金」という。）として指定することができる。

2 (略)

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、基金の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 基金は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 (略)

(業務)

第七条 基金は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第三条の規定により支援金を支給する都道府県（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を基金に委託した都道府県を除く。）に対し、当該都道府県が支給する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。

二・三 (略)

(費用の支弁)

第八条 基金は、第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うときは、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。

(運用資金等)

第九条 支援法人は、支援業務を運営するための基金（以下この条において単に「基金」という。）を設けるものとする。

2 都道府県は、支援法人に対し、基金に充てるために必要な資金を、相互扶助の観点を踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。

3 都道府県は、前項の規定によるもののほか、基金に充てるために必要があると認めるときは、支援法人に対し、必要な資金を拠出することができる。

（運営委員会）

第十条 支援法人は、運営委員会を置くものとする。

2 （略）

3 運営委員会は、前項に定めるもののほか、支援業務の運営に関する重要事項について、支援法人の代表者の諮問に応じて審議し、又は支援法人の代表者に意見を述べることができる。

4 （略）

（業務規程の認可）

第十一条 支援法人は、支援業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）

（を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 （略）

（事業計画等）

第九条 基金は、支援業務の運営に必要な経費の財源をその運用によって得るために運用資金を設けるものとする。

2 都道府県は、基金に対し、前項の運用資金に充てるために必要な資金を、相互扶助の観点を踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。

3 都道府県は、前項の規定によるほか、基金が支援業務を運営するために必要があると認めるときは、基金に対し、必要な資金を拠出することができる。

（運営委員会）

第十条 基金は、運営委員会を置くものとする。

2 （略）

3 運営委員会は、前項に定めるもののほか、支援業務の運営に関する重要事項について、基金の代表者の諮問に応じて審議し、又は基金の代表者に意見を述べることができる。

4 （略）

（業務規程の認可）

第十一条 基金は、支援業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を

作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 （略）

（事業計画等）

第十二条 支援法人は、毎事業年度、内閣府令で定めるところにより、支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 支援法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第十三条 支援法人は、支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(秘密保持義務)

第十四条 支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第七条第二号の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第十五条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、当該業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

(監督命令)

第十六条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第十二条 基金は、毎事業年度、内閣府令で定めるところにより、支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 基金は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第十三条 基金は、支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(秘密保持義務)

第十四条 基金の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第七条第二号の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第十五条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、基金に対し、当該業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

(監督命令)

第十六条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、基金に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十七条 内閣総理大臣は、支援法人がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したときは、第六条第一項の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

2・3 (略)

(国の補助)

第十八条 国は、第七条第一号の規定により支援法人が交付する額及び同条第二号の規定により支援法人が支給する支援金の額の二分の一に相当する額を補助する。

(地方債の特例)

第十九条 第九条第二項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出に要する経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五條各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

(国の配慮)

第二十条 国は、第九条第二項及び第三項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第二十一条～第二十四条 (略)

第二十五条 支援法人の代表者又は支援法人の代理人、使用人その他の従業者が、支援法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者

(指定の取消し等)

第十七条 内閣総理大臣は、基金がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したときは、第六条第一項の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

2・3 (略)

(国の補助)

第十八条 国は、第七条第一号の規定により基金が交付する額及び同条第二号の規定により基金が支給する支援金の額の二分の一に相当する額を補助する。

(国の配慮)

第十九条 国は、第九条第二項及び第三項の規定に基づく都道府県の基金に対する拠出が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第二十条～第二十三条 (略)

第二十四条 基金の代表者又は基金の代理人、使用人その他の従業者が、基金の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか

を罰するほか、支援法人に対しても、同条の刑を科する。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、第三条（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の委託があつた場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降の年度において、都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日として内閣総理大臣が告示する日以後に生じた自然災害により被災世帯となつた世帯について適用する。

、基金に対しても、同条の刑を科する。

附則

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、第三条（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の委託があつた場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降の年度において、都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日として内閣総理大臣が告示する日以後に生じた自然災害により被災世帯となつた世帯について適用する。

（検討）

第二条 自然災害により住宅が全半壊した世帯に対する住宅再建支援の在り方については、総合的な見地から検討を行うものとし、そのために必要な措置が講ぜられるものとする。

（国土庁設置法の一部改正）

第三条 国土庁設置法（昭和四十九年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十五号中セをスとし、モをセとし、ヒをモとし、エをヒとし、シをエとし、ミをシとし、メをミとし、ユをメとし、キの次に次のように加える。

ユ 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）

改正案

現行

附則

附則

（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）
 第五条 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表の上欄に掲げる経費の種類につきそれぞれ同表の中欄に掲げる測定単位の数値を同表の下欄に掲げる単位費用に乗じて得た額を当該地方団体について合算した額を加算した額とする。

（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）
 第五条 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表の上欄に掲げる経費の種類につきそれぞれ同表の中欄に掲げる測定単位の数値を同表の下欄に掲げる単位費用に乗じて得た額を当該地方団体について合算した額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用 円
一～五（略） 六 被災者生活 活再建支援 法人への拠 出のための 地方債償還 費	（略） 被災者生活再建支援法人に對する 拠出の財源に充てるため発行 について同意又は許可を得た地 方債に係る元利償還金	（略） 千円につき 八〇〇
七・八（略）	（略）	（略）

経費の種類	測定単位	単位費用 円
一～五（略） 六 被災者生 活再建支援 基金への拠 出のための 地方債償還 費	（略） 被災者生活再建支援基金に對する 拠出の財源に充てるため発行 について同意又は許可を得た地 方債に係る元利償還金	（略） 千円につき 八〇〇
七・八（略）	（略）	（略）

2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の算定の基礎	表示単位
一～五(略) 六 被災者生活 活再建支援 法人に対す る拠出の財 源に充てる ため発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債 に係る元利 償還金	(略) 被災者生活再建支援法(平成十 年法律第六十六号)第六条第一 項に基づき内閣総理大臣が指定 した被災者生活再建支援法人に 対する拠出の財源に充てるため 発行について同意又は許可を得 た地方債のうち総務大臣が指定 したものに係る元利償還金	(略) 千円
七・八(略)	(略)	(略)

2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の算定の基礎	表示単位
一～五(略) 六 被災者生 活再建支援 基金に対す る拠出の財 源に充てる ため発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債 に係る元利 償還金	(略) 被災者生活再建支援法(平成十 年法律第六十六号)第六条第一 項に基づき内閣総理大臣が指定 した被災者生活再建支援基金に 対する拠出の財源に充てるため 発行について同意又は許可を得 た地方債のうち総務大臣が指定 したものに係る元利償還金	(略) 千円
七・八(略)	(略)	(略)